

製造企業による製品試験結果の改ざん等事案を踏まえた 中央調達に係る監督・検査実施要領の見直しについて

平成26年4月

装備施設本部企業調査課

製造企業による製品試験結果の改ざん等事案の概要について

事案の概要

平成25年6月、A社から装備施設本部に対し、「12.7mm重機関銃」の契約において製品試験結果の改ざん等を行い製品を納入していたことが報告され、事案が発覚。このため、装備施設本部において事実関係の調査を実施。

不適切な行為

- (1) 「12.7mm重機関銃」の耐久射撃試験において、仕様書で規定していない不適切な方法により当該試験を実施したり、「12.7mm重機関銃」及び「74式車載7.62mm機関銃」の試験成績書の試験データを改ざんし、当該試験に合格したものとして当該装備品を納入。
- (2) 上記(1)以外にも「12.7mm重機関銃」、「74式車載7.62mm機関銃」及び「5.56mm機関銃MINIMI」の試験成績書に虚偽記載し、本来不合格とすべき当該装備品を納入。また、「74式車載7.62mm機関銃」においては、事前に装備施設本部の了承を得ることなく製造図面を変更し、製造・納入。
- (3) 機関銃以外の装備品について、部品の受入検査・中間検査や製品の完成後の検査等において、部品や製品に損傷等があるにもかかわらず不適切な判定により良品とし納入したものがあつた。

A社に対する措置等

- (1) 指名停止措置 平成25年12月18日～平成26年5月17日(期間:5か月)
- (2) 不具合のある既納品について、A社負担にて必要な措置を実施
- (3) 「12.7mm重機関銃」の銃身については、債務不履行による損害賠償を請求(請求額:約6千2百万円)し、当該装備品の平成24年度契約は解除、平成25年度契約の締結及び平成26年度政府予算への計上を見送り。また、「74式車載7.62mm機関銃」及び「5.56mm機関銃MINIMI」については、平成24年度契約における適正な試験による結果をもって当該契約分の取得を判断、ただし、平成26年度政府予算への計上は見送り。

製造企業による製品試験結果の改ざん等事案を受けた装備施設本部の再発防止策について

監督の手順を定めた実施要領が、契約の相手方の悪質な行為を想定して規定されていない部分もあったことが、長年にわたりA社の不正を発見できなかった理由の1つであったため、以下のとおり「中央調達に係る標準品質証拠監督・完成検査実施要領」を改正しました。

措置項目	監督検査実施要領の改正(26. 5. 1 施行)による監督の強化
検査等の適正性の確認	<ul style="list-style-type: none">社内検査等の期間が複数日にわたる場合、監督官は、検査等の合否判定において特に重要な観察項目を事前に決定しておき、立会できない日の結果については会社作成の試験成績書ではなく、原則、検査結果を客観的に示すもの(検査装置等に表示された数値等を自動的にプリントアウトしたもの、記録写真、ビデオ撮影記録等)により確認するよう規定。
検査データの直接確認	<ul style="list-style-type: none">監督官は、立会して社内検査等の信頼の度合を審査する場合、会社作成の検査成績書ではなく、原則、検査装置等に表示された数値等を直接確認し、記録するよう規定。
会社手順書の適正性の確認	<ul style="list-style-type: none">監督官は、立会して社内検査等の信頼の度合を審査する場合、事前に仕様書(引用規格を含む)と会社手順書とを自らが突合して、会社手順書の適正性を十分確認するよう規定。
抜き取り検査の直接確認	<ul style="list-style-type: none">社内検査等において抜き取り検査方式を採用しており、監督官が立会して確認する場合、会社の抜き取り手順を直接確認するか、または、自らがサンプルを抜き取ることにより、抜き取り検査を確実に確認するよう規定。
不適合製品の管理状況の確認	<ul style="list-style-type: none">監督官は、社内不適合製品の管理状況(事前審査の手続)の確認を行う場合、その発生件数に応じ計画的に複数回にわたり、また、会社の分析データを活用するなど効果的に実施するよう規定。

- 監督官が上記の方法により監督を実施するのでご協力ください。なお、上記強化策の他に、現在、装備施設本部において、更なる再発防止策について検討中であり、内容が固まり次第お知らせさせていただきます。